

保険かわら版

2018年改定について

医科

Q1: 今次改定で初・再診料に妊婦加算が新設されたが、

①妊婦であることはどのように確認すればよいか。

②妊婦特有の疾患がある場合のみ算定できるのか。

③診察時には妊婦であるか不明だったが、後日妊娠していることが判明した場合に遡って妊婦加算を算定できるか。

④妊婦加算を算定した場合、カルテやレセプトには何か記載が必要か。

A1: ①医師が診察の上、妊婦であると判断すれば算定できる。必ずしも妊娠反応検査の実施や母子手帳の確認は必要とはされていない。

②疾患や診療科を問わず、妊婦であると判断すれば算定できる。

③算定できない。診察の際に、医師が妊婦であると判断しなかった場合は算定できない。

④カルテには妊婦であると判断した旨の、レセプトには妊婦である旨の記載が必要である。

Q2: 不安又は不眠の症状を有する患者に対するベンゾジアゼピン受容体作動薬の長期処方(以下、向精神薬長期処方)の場合の減算規定について、いつから減算対象となるか。今年の4月

時点で既に1年以上処方している患者は、4月から減算となるのか。

A2: 今年4月時点では減算にはならない。向精神薬長期処方に係る処方期間の算出は、2018年4月1日以降に行う処方を対象とするため、1年以上の長期処方に該当するのは、早くても2019年4月1日以降となる。

Q3: 向精神薬長期処方とは、「ベンゾジアゼピン受容体作動薬を1年以上にわたって、同一の成分を同一の1日当たり用量で連続して処方している場合」が該当するとされているが、同一成分であるが、1日当たり用量を変更した場合は、減算しなくてよいか。

A3: 減算しなくてよい。成分や1日当たり用量を変更した場合は、変更した処方を行った日から起算して、改めて向精神薬長期処方に該当するかを判断することになる。

歯科

施設基準の届出と経過措置について

Q1: 初再診料の施設基準はいつまでに届出をすればよいか。

A1: 今回、初再診料に導入された院内感染防止対策に係る施設基準は、様式2の6「歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に係る届出書添付書類」(要点と解説P175)を2018年9月30日までに届出を行うことにより2018年10月1日以降、初診料237点、再診料48点が算定出来る。ただし、院内感染防止対策に係る研修については経過措置があるた

長野、松本、佐久、伊那の4地区結ぶweb会議にて開催。19:30~21:30出席役員:宮沢会長代行、野口副会長、後藤、林、奥山、池上各常任理事、宮沢事務局長、議長:野口副会長

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認...2月度理事会の議事要録を承認。

2. 会務報告・会計報告...2月度組織活動は入会6名、退会1名で実増5名、年間実増数は9名となった。新点数検討会での入会者が2名あった。◇

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。3/1~3/31間は、医科2件、歯科3件。(氏名敬称略)

理事会便り

3/12の討議と決定事項

12月度会計報告について承認。

■第39回定期総会の準備

1. 決議(案)...前理事会の協議にもとづき修正した決議案について協議、総会へ提案文書として確認した。

2. 役員改選...会長候補について協議した結果、宮沢会長代りを新会長に就任願うこと。役員は分担して執務執行に協力していくことを確認した。◇理事については新任3名と継続意向を示した現役員を確認。◇監査は新任2名。◇事務局長は継続を了承。◇顧問は新たに2名を総会で承認を求め

る。

3. 出席・委任状の状況...本人出席及び及び委任状を併せて総会成立の定数135名を超えたことが報告された。

4. 当日の運営について...議長につ

グループ保険・保険医年金の春の募集は5月~6月

5月1日より「グループ保険」「保険医年金」の春の普及キャンペーンがスタートいたします。

協会運営のグループ保険は団体定期保険のスケールメリットを生かした安い保険料が特長で、死亡保障額の上限が4,000万円(配偶者は上限1,000万円)。加入にあたっては面倒な健康診査は一切必要なく、いつでも保障額の増額・減額の見直が出来ます。また、毎年決算を行って、死亡保険金の支払状況に応じて剰余金が生じた場合は配当として掛金の一部をお返ししているのも魅力の一つです。今回、標準生命表の改定により、保険料がさらにお手



頃になりました。

一方、保険医年金は、積立金総額が1兆2千億円を超えるスケールメリットを持つ日本有数の私的年金で、現在の予定利率は1.259%、2016年度は配当率を含めた運用実績が1.361%となりました。コツコツ貯める月払と余裕資金をまとめて貯める一時払があり、加入から5年以上経過すれば、いつでも申し出た時から10年、15年、20年の期間を選択し、年金として受給することができます。また、現金が必要になった場合には、口数単位で一時金として請求できますので、将来の使い道は多様です。

め、2019年3月31日までに様式2の8「院内感染予防対策の研修に係る届出書添付書類」(要点と解説P177)を届出すれば良い。県保険医協会では2018年9月30日までに一度に届出ができるよう、院内感染防止対策に係る研修を現在準備中。

Q2: 外来環の再届出は必要か。

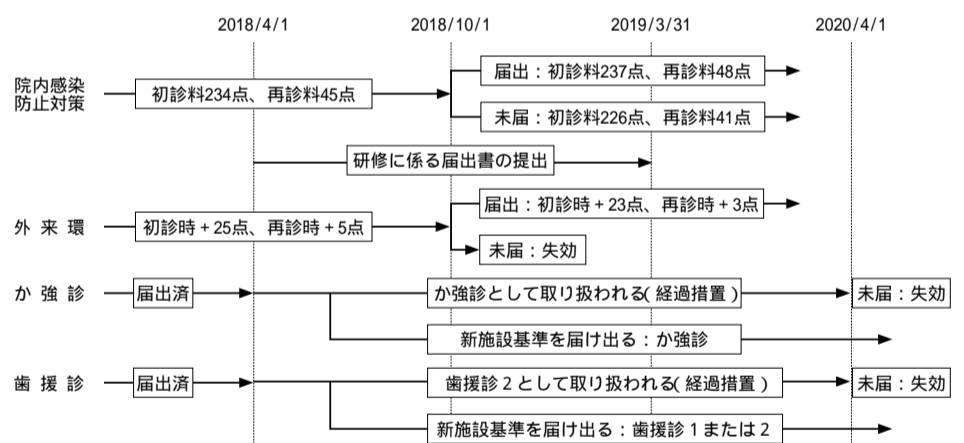
A2: 2018年3月31日時点で既に届出が受理されている医療機関は、上記の初再診料の施設基準を届出後に、2018年9月30日までに改めて届出をすることで、2018年10月1日以降初診時23点、再診時3点が算定

出来る。なお、2018年4月1日以降新たに届出を行う場合についても、2018年9月30日までの間は経過措置が適用され現行点数で算定する。

Q3: 歯援診・か強診の経過措置と届出はどうなっているのか。

A3: 歯援診とか強診については、2018年3月31日時点で届出が受理されている医療機関については、2年間の経過措置があり、歯援診は歯援診2として取り扱われるが、その間に新施設基準を満たす形で改めて届出をする必要がある。

初再診料にかかる院内感染防止対策、外来環、か強診、歯援診の届出と経過措置



「2018年改定の要点と解説」より

いては、参加予定の一般会員に願います。◇その他任務分担を確認した。

■協議事項

1. 医療情勢並びに当面の医療運動改題...裁量労働制を巡るデータ改ざん、森友学園問題などの国会情勢、診療報酬改定、生活保護法改定、地域医療構想と病床転換削減など報告。◇3月度国会行動は、保団連がアポイントをとった議員を中心に要請する。

2. 保団連の来年度の課題と長野協会の活動...保団連大会で発言があり課

題とされたものについて文書報告された。長野協会の来年度の活動の参考とする。

3. 保団連専門部員等について...政策部員、地域医療対策部員、歯科社保審査部員について、現在の部員を引き続き推薦することとした。

長野県保険医協会の会員数

1,356名(医科752名、歯科604名)
2018年4月1日現在

	診療科名	郵便番号		電話	解説者・管理者	従事	病床	指定日
宝クリニック	内 糖尿病代謝内科	395-0804	飯田市鼎名古熊2511	0265-22-4114	個人・下平 雅規		無	2018/4/1
諏訪メンタルクリニック	心内 精	393-0046	諏訪郡下諏訪町4705番地2号	0266-75-1035	個人・丸山 一仁	常勤2	無	2018/4/1
あんず歯科	歯 矯正 小歯	399-0035	松本市村井町北二丁目8番27号	0263-31-5643	個人・木暮 杏太郎		無	2018/4/1
ほり歯科クリニック	歯 小歯 歯外	386-0034	上田市中之条569-3	0268-75-6181	個人・堀 聡久	常勤1	無	2018/4/1
たきざわファミリー歯科	歯 小歯	386-0041	上田市秋和211-2	0268-27-6480	個人・滝沢 雄一	常勤1	無	2018/4/1

※1 診療科名は略記載、※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一、※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数、※4 指定期間は指定日より6年